経済建設委員会資料
平成27年12月14日提出

『飯塚市中小企業振興基本条例案』の概要

目的

中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

基本理念

◆中小企業者等自らの創意工夫と、経営の改善及び向上に対する自主的な努力を尊重
◆経済的社会的環境の変化への円滑な適応と地域特性に応じた総合的な振興施策
◆市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民の連携・協力

基本方針

◆中小企業者等の創業等の促進を図るための施策の実施
◆中小企業者等の経営基盤の強化の促進を図るための施策の実施
◆中小企業者等の新たな事業展開の促進を図るための施策の実施
◆地域資源を活用した事業の促進を図るための施策の実施

各団体の責務等

中小企業者
・自主的な経営の改善
・地域社会の一員としての責任等
・人材育成、雇用環境充実、職場環境整備
・市の振興活動への協力

関係団体
・中小企業者等の事業活動支援に際しての基本理念実現への取り組み

大企業者
・中小企業者等との連携、協力
・市施策への協力

連携・協力

市民
・中小企業振興への理解、協力

大学・産業支援機関

市
・中小企業振興施策の実施
・国、県、関係団体等との協力
・工事発注等にあたっての受注機会の増大
・積極的な情報の収集及び提供

意見の反映

実施状況の公表

中小企業の振興

飯塚市中小企業振興基本条例（案）

飯塚市は、江戸時代には長崎街道の宿場町として繁栄し、明治以降は石炭の町として栄えるなど古くから物流と文化交流の中心地として発展してきた。

国内の石炭産業が衰退してからは、新しい産業の創出に向けて工業団地の整備や企業誘致に努めると同時に、大学や産業支援機関の誘致を積極的に進めた結果、福岡県央地域の中心都市であるとともに、3つの大学を有する文化性・創造性を備えた情報産業都市、学園都市として、研究開発と産業振興の拠点が集積するまちとして変貌を遂げている。

その中にあって、本市の産業発展を支えてきた中核は中小企業であり、その経済活動による市民の雇用の確保、消費の活性化などの本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、市民生活全般を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、本市の発展と市民生活の向上をもたらす重要な担い手となってきた。

しかしながら、近年、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小など、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増している。

このような状況下で、企業者、市、関係団体、大学等及び市民それぞれが経済活動の一翼を担っていることを自覚し、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくことが必要である。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、中小企業振興を本市の重要施策と位置づけ、社会が一体となって地域経済の活性化を図っていくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　　中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有するものをいう。

(2)　関係団体　商工会議所、商工会、商店街振興組合、金融機関、その他中小企

業の振興に関連する団体のうち市内で活動するものをいう。

(3)　大企業者　中小企業者以外の事業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

(4)　小規模企業者　法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

(5)　大学等　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

(基本理念)

第3条　中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1)　中小企業者、小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)の自らの創意工夫と、経営の改善及び向上(以下「経営改善等」という。)に対する自主的な努力を尊重すること。

(2)　経済的社会的環境の変化への円滑な適応を図り、地域特性に応じた総合的な振興施策を講じること。

(3)　市、関係団体、大企業者、大学等及び市民が連携し、協力の下に行われること。

(施策の基本方針)

第４条　市は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を実施するものとする。

(1)　中小企業者等の創業等の促進を図るための施策

(2)　中小企業者等の経営基盤の強化の促進を図るための施策

(3)　中小企業者等の新たな事業展開の促進を図るための施策

(4)　地域資源を活用した事業の促進を図るための施策

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(市の責務)

第5条　市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2　市は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、企業者、関係団体、大企業者、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

3　市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うにあたっては、予算の適正な執

行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

4　市は、中小企業の振興を推進するため、積極的に情報を収集し、その提供に努めるものとする。

（中小企業者等の役割）

第6条　中小企業者等は、経営改善等に自主的に努めるものとする。

2　中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、より良い地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、環境との調和に配慮するものとする。

3　中小企業者等は、人材の育成、雇用環境の充実を図り、従業員の働きやすい職場環境の整備に努めるものとする。

4　中小企業者等は、市が実施する中小企業の振興に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の役割）

第7条　関係団体は、中小企業者等の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者等とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第8条　大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、中小企業者等との連携及び協力を推進するとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第9条　市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（意見の反映）

第10条　市長は、中小企業振興施策の実施にあたっては、当該施策に中小企業者等その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者等その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

（実施状況の公表）

第11条　市長は、毎年度、中小企業振興施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附　則

この条例は、平成　年　月　日から施行する。

経 済 建 設 委 員 会 資 料
平成 27 年 12 月 14 日提出

「e-ZUKA スマートフォンアプリコンテスト 2015in 工大祭」結果報告

11 月 21 日（土）に九州工業大学情報工学部 ラーニングアゴラ棟で実施した最終審査会では、一次審査を通過した 19 作品が発表を行い、厳正なる審査の結果、協賛企業賞、飯塚市長賞及びグランプリが以下のとおり決定しました。

■審査結果

賞	作品名	応募者・グループ名	地域
グランプリ	婚タクト	パンダベリー from P&D 学校名：九州工業大学	福岡県
【各テーマ賞】			
九州インターメディア研究所／デジタルハリウッド福岡校賞	なまえんぴつ	定國　伸吾	広島県
トヨタ自動車九州賞	三台目日本魂兄弟	Team Inoue	大阪府
ＮＯＴＥ賞	カイタクのモリ	森の妖精たち 学校名：九州工業大学	福岡県
ヌーラボ賞	Time is Money	ムラムラと愉快な仲間たち 学校名：麻生情報システム専門学校	福岡県
Startup Go!Go!賞	MatchingUP	P&D 坂本時緒 学校名：九州工業大学	福岡県
カシオ計算機賞	KEISAN+ （ケイサンプラス）	グラフィック	神奈川県
	ぴあのん	Thinks my 学校名：麻生情報システム専門学校	福岡県
ハウインターナショナル賞	婚タクト	パンダベリー from P&D 学校名：九州工業大学	福岡県
市長賞	スマホ落下メール	黒江塾	神奈川県
【企業賞等】			
グルーヴノーツ賞	見守りロボット Picot	E&I	福岡県
パソナテック賞	EBS を用いたプログラミング学習支援 OZ	北村　拓也 学校名：広島大学	広島県
ビットアイル賞	婚タクト	パンダベリー from P&D 学校名：九州工業大学	福岡県
富士通賞	スマホ落下メール	黒江塾	神奈川県
ブロードバンド推進協議会賞	ぴあのん	Thinks my 学校名：麻生情報システム専門学校	福岡県
	見守りロボット Picot	E&I	福岡県
オーディエンス賞 （投票アプリによる人気投票）	カイタクのモリ	森の妖精たち 学校名：九州工業大学	福岡県
リンクトブレイン特別表彰	virtual drawing	P&D　HMD チーム 学校名：九州工業大学	福岡県

※「P&D　HMD チーム」は、福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議主催福岡ビジネス・デジタル・コンテンツ賞公開審査への参加権を取得

経済建設委員会資料No.1

平成27年12月14日　提　出

ジャパンネット銀行杯ミッドナイトオートレース（飯塚市営第12回）

（単 位 ： 円）

平成27年度		飯 塚（本 場）	ギャンブーベット（A）	オッズ・パーク（B）	チャリ・ロト（C）	民間ポータル　計 (A)+(B)+(C)	オフィシャル（D）	全　場　計 (A)+(B)+(C)+(D)	全場累計
11月16日（月）	発売金額		4,355,000	14,280,500	193,200	18,828,700	22,721,000	41,549,700	41,549,700
	返還金額								
	売上金額		4,355,000	14,280,500	193,200	18,828,700	22,721,000	41,549,700	41,549,700
11月17日（火）	発売金額		6,211,500	31,333,100	522,200	38,066,800	34,658,400	72,725,200	114,274,900
	返還金額								
	売上金額		6,211,500	31,333,100	522,200	38,066,800	34,658,400	72,725,200	114,274,900
11月18日（水）	発売金額		8,184,500	31,069,700	492,700	39,746,900	36,148,000	75,894,900	190,169,800
	返還金額								
	売上金額		8,184,500	31,069,700	492,700	39,746,900	36,148,000	75,894,900	190,169,800
場　別　計	発売金額		18,751,000	76,683,300	1,208,100	96,642,400	93,527,400	190,169,800	
	返還金額								
	売上金額		18,751,000	76,683,300	1,208,100	96,642,400	93,527,400	190,169,800	
売 上 比 率（%）			9.86%	40.32%	0.64%	50.82%	49.18%	100.00%	

経済部公営競技事業所経営管理課

経済建設委員会資料No.2
平成27年12月14日　提　出

専用場外発売所の開設について

Ⅰ.「オートレース大阪」（会員制）の概要

①名　称　　「オートレース大阪」
　　※「オートレース大阪」は会員制です
②場　所　　大阪府大阪市中央区日本橋1丁目４－18
　　サテライト大阪内
③設置者　　有限会社サンダーバード
④管理施行者　川口市
⑤座席数　　一般席250席（オートレース・競輪共用）
　　指定席　98席（オートレース・競輪共用）
⑥窓口数　　自動発払窓口3窓（一般フロア2窓、有料フロア1窓）
⑦施設内容（オートレース・競輪共用）
　　発売スペース、観覧スペース、インフォメーション
　　コーナー、喫煙室、トイレ等
⑧発売日数　　年間340日程度を予定
⑨オープン日　平成27年12月5日（土）

経済部公営競技事業所経営管理課

工事請負契約報告書（上下水道局総務課）

平成27年12月14日
経済建設委員会提出

工　事　名	予定価格（A）	落札額（B）	落札率（B/A） 小数点第3位以下切捨	落札者名	入札日
柳橋二瀬汚水幹線管渠布設（3工区）工事	75,642,120 円 うち消費税 5,603,120 円	64,470,600 円 うち消費税 4,775,600 円	85.23 %	林田コンクリート工業（株）	11月30日
	変動型最低制限価格				
工　期	64,466,280 円				
平成27年12月8日　から 平成28年3月31日　まで	うち消費税 4,775,280 円				

入札参加業者名（条件付き一般競争入札）

（株）前田組	（株）修成工業	（株）あさひ産業	竹中機設（株）	（有）荻原建設
（株）飯塚環境サービス	（株）伍栄建設	（有）松本建興	（有）ダイオー建設	下川建設（株）
（株）川端組	（株）フジイ	（株）藤田建設	（有）平成産業	龍穂産業（株）
（株）栄六津開発	（株）多賀谷建設	茜建設（株）	（有）伍成建設	（株）関組
小金丸建設（株）	（有）栄建設	松尾建設（有）	（有）清水組	（有）唯建設
（有）大川産業	仕事屋軍団（株）	（有）瓜生産業	（有）東和建設	（有）山下ブロック工事
林田コンクリート工業（株）	（株）伸和建設			

1 立地適正化計画の概要について

平成26年8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」において、市町村が住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための計画として、「**立地適正化計画**」を作成することができることとなりました（法第81条）。「**立地適正化計画**」とは、今後地方都市において、人口減少や高齢化が進展していく中で、まちのかたちはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていく計画です。

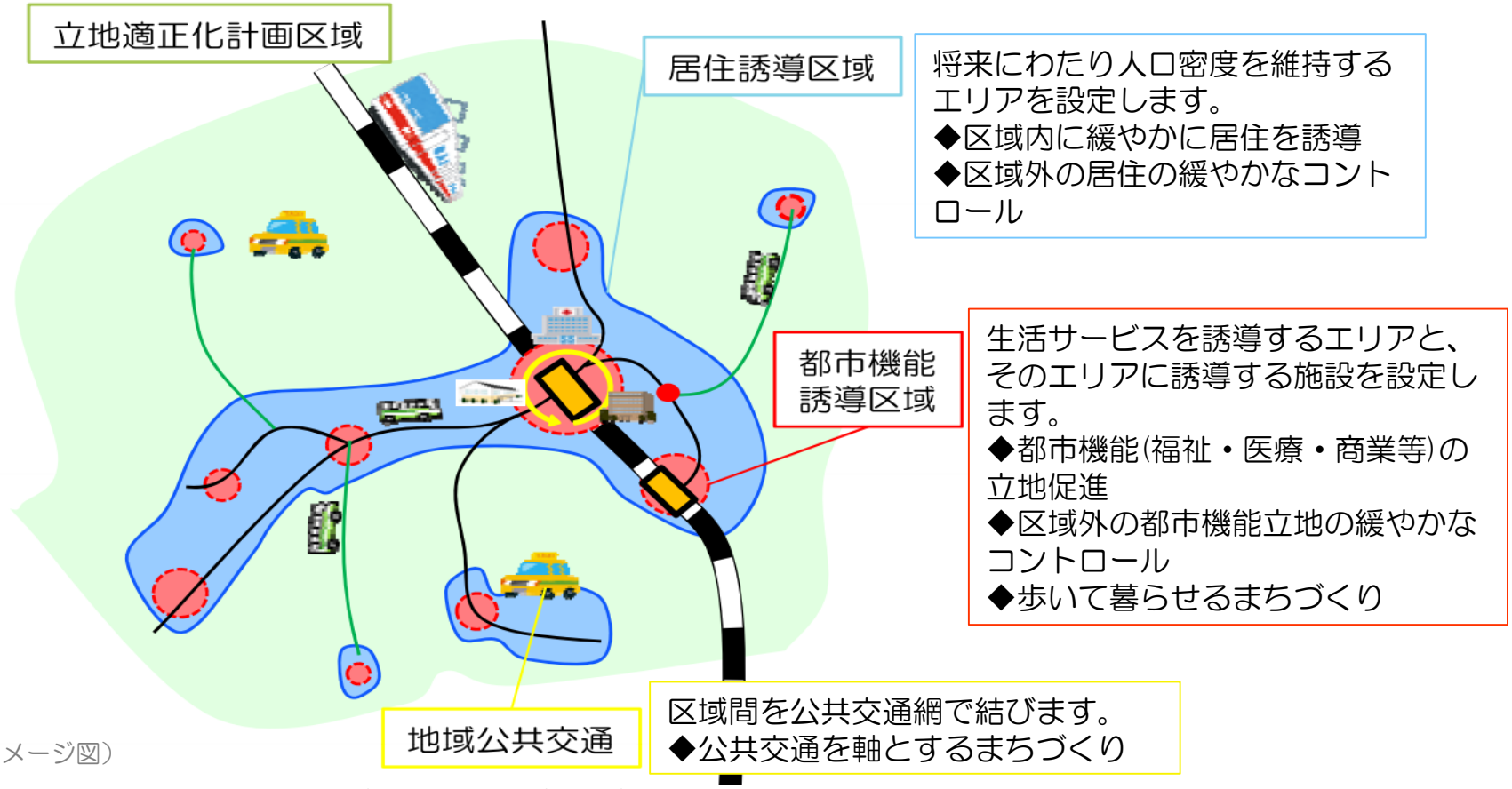

（イメージ図）

（立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省作成）抜粋）

◆立地適正化計画策定の必要性（地方都市の現状と課題、政策の方向性）

地方都市の現状と課題

〇多くの地方都市では、
- 急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
- 住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
- 厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。

〇こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

都市の基本的構造のあり方

〇医療・福祉施設、商業**施設や住居等がまとまって立地**し、あるいは、

〇高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく**公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセス**できるなど、

〇日常生活に必要な**サービスや行政サービスが住まいや交通施設などの身近に存在**する

「拠点づくりと拠点間を交通で結ぶ（ネットワーク）都市づくり」を目指します。

（「改正都市再生特別措置法等について」（平成27年6月1日時点版）（国土交通省作成）より抜粋）
（一部、飯塚市作成：都市再生基本方針（政府の示す都市再生の方針）を引用）

◆立地適正化計画の内容（法に規定する主な記載事項）

立地適正化計画は、区域や基本的な方針など都市再生特別措置法（第81条第2項他）に規定する事項を主な内容とします。（下表は法に規定する必須事項）

項　目	記載事項	内　　容
立地適正化計画区域	区域	都市計画区域内の区域
	基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設(*)の立地の適正化に関する基本的な方針 (*)都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設
居住誘導区域	区域	都市の居住者の居住を誘導すべき区域 ◆居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
	講ずべき施策	居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
都市機能誘導区域	区域	都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域 ◆都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
	講ずべき施策	立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）及び当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

（立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省作成）抜粋）

２ 飯塚市立地適正化計画について

◆計画の内容及び計画期間

飯塚市では、今後の人口減少が予想される中、持続可能な都市構造とするためには、本市の都市目標像（都市計画マスタープラン）である「拠点連携型都市」づくりを進めることが重要であるとの認識のもと、都市機能の維持・増進による将来にわたる居住環境の確保・向上に関する指針である「飯塚市立地適正化計画」を策定します。

立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

計画期間　平成29年4月 から 平成39年3月 まで

計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を展望(*)しつつ、本市の第２次総合計画や都市計画マスタープランの終期を勘案し、平成29年度から38年度までの10年間とします。

(*)人口等の将来分析に基づき、居住に必要な都市機能の立地に関する将来見通しや地価、空き地等の状況を様々な角度から分析し、居住環境の向上につなげます。

◆計画策定までのスケジュール

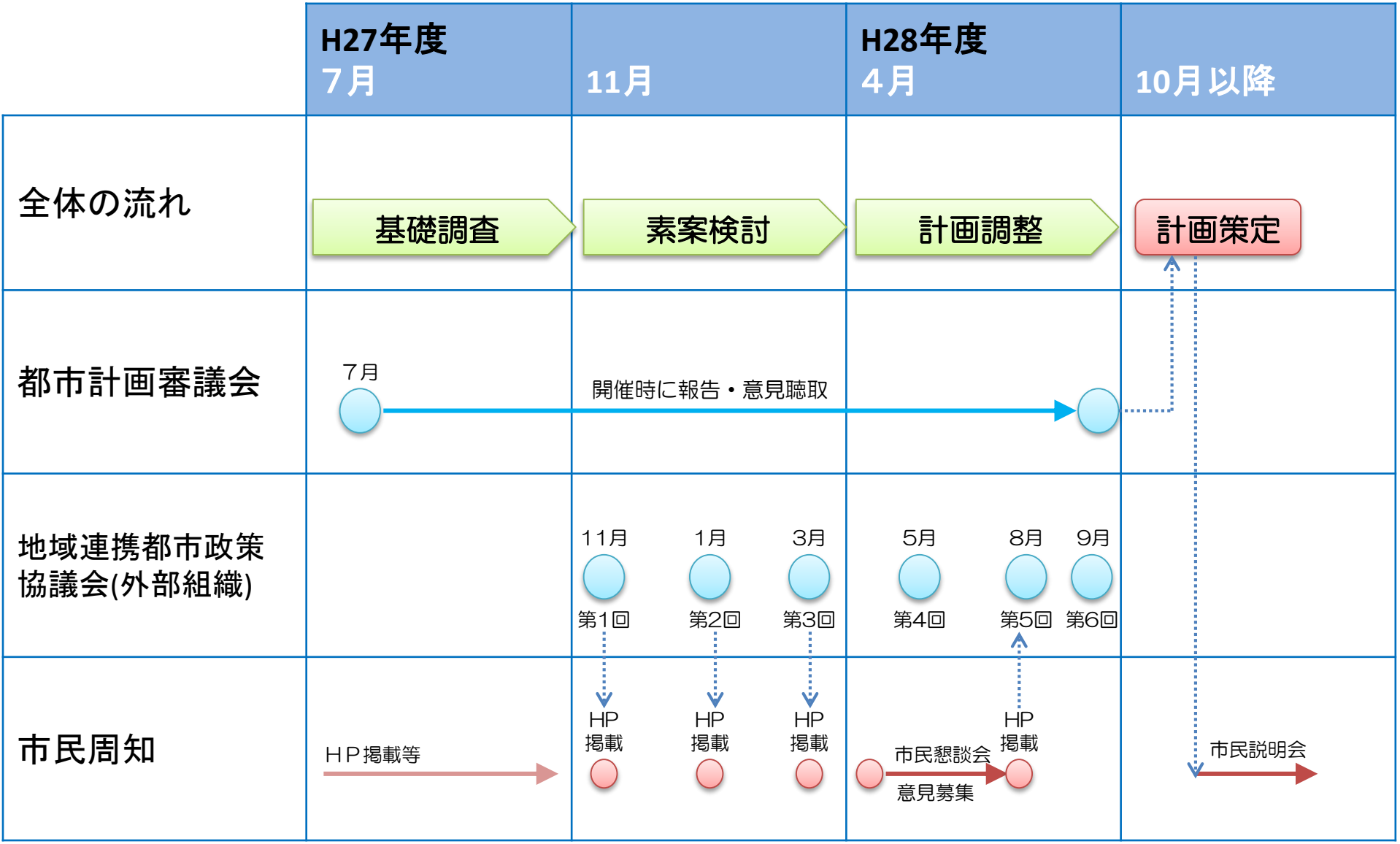

◆ 飯塚市立地適正化計画策定の方向性

人口減少

自然に対する負荷の軽減	◆ エネルギー使用量の減 ◆ 渋滞・混雑の解消　　etc.
人口構成の変化と人口密度の低下による日常生活への支障	◆ 地域活動の主体の不足、空き家の増加 ◆ 利用者の減少による商店等の閉店 ◆ 電車やバスの利用者の減少、交通機能の低下 ◆ 税収減による道路維持や福祉サービスの低下 ⇒地域でのつながりが希薄、防災上の問題 ⇒外出に支障、交流機会の減少 ⇒日常生活に支障

生活利便性の低下
地域活力(魅力)の低下

魅力ある都市の形成

人が輝き　まちが飛躍する
住みたいまち 住み続けたいまち

健やかな暮らしと活力に満ちたまち⇒【都市目標像】拠点連携型都市

中心拠点　地域拠点　交通軸

密度の維持 ＋ 都市機能の維持 ＋ コミュニティの維持

✕

地域特性　健幸都市づくり　大学との連携　産業の振興　…　飯塚市の特色

立地適正化計画

健康で快適な生活環境
地域経済活動を支える都市環境